

保険料の決め方・納め方

保険料の決め方と納め方は、65歳以上の方と40～64歳の方でそれぞれ異なります。

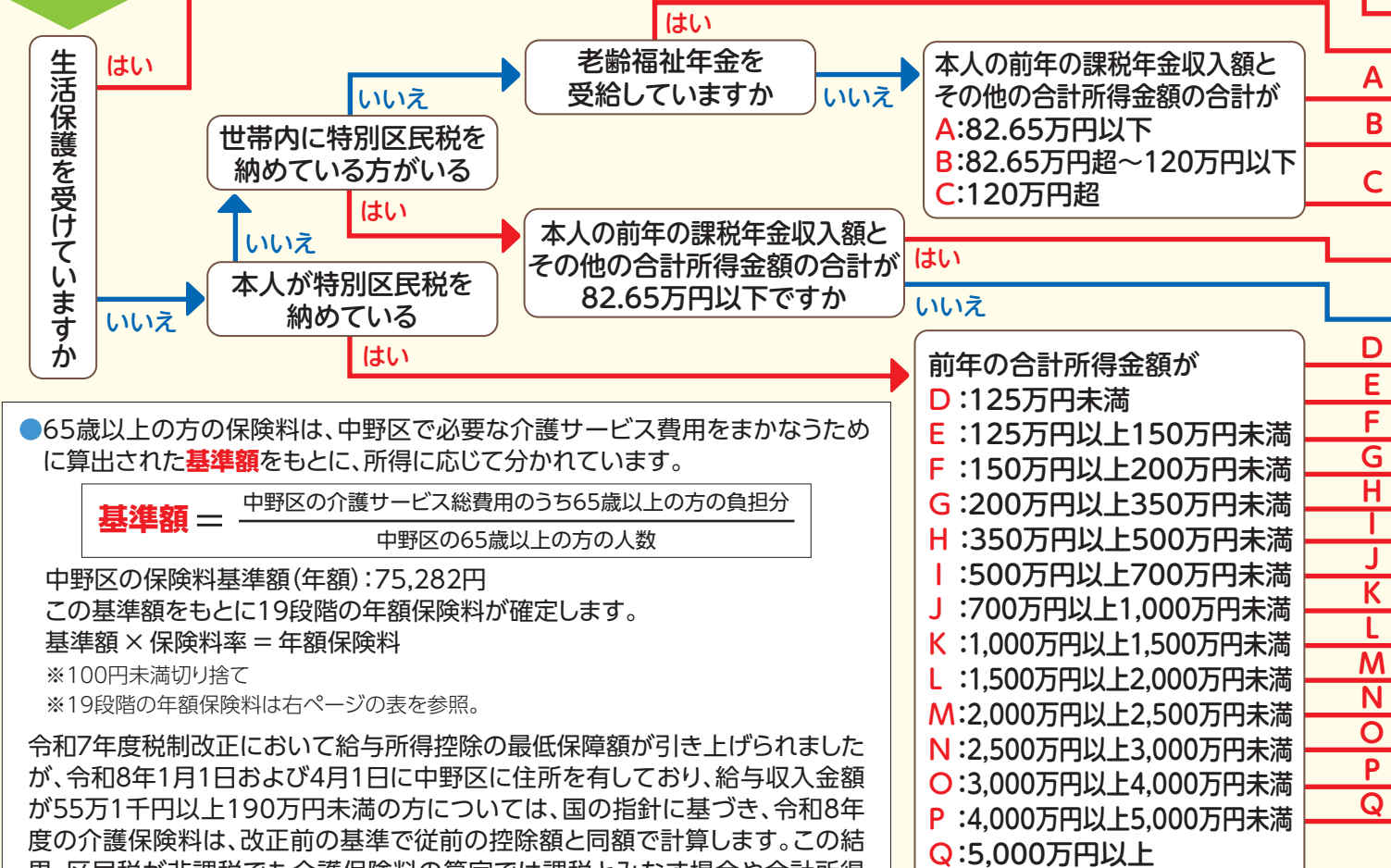
あなたの
保険料段階は？

65歳以上の方(第1号被保険者)の場合

決め方

保険料は所得に応じて区市町村ごとに決まります。

スタート



●65歳以上の方の保険料は、中野区で必要な介護サービス費用をまかなうために算出された**基準額**をもとに、所得に応じて分かれています。

$$\text{基準額} = \frac{\text{中野区の介護サービス総費用のうち65歳以上の方の負担分}}{\text{中野区の65歳以上の方の人数}}$$

中野区の保険料基準額(年額):75,282円

この基準額をもとに19段階の年額保険料が確定します。

基準額 × 保険料率 = 年額保険料

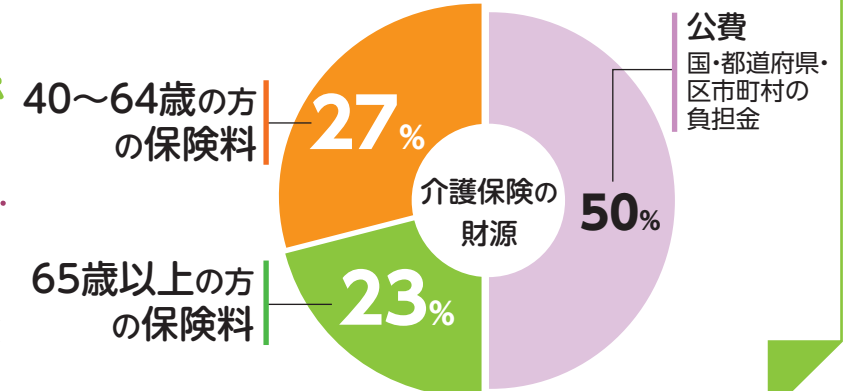
※100円未満切り捨て

※19段階の年額保険料は右ページの表を参照。

令和7年度税制改正において給与所得控除の最低保障額が引き上げられましたが、令和8年1月1日および4月1日に中野区に住所を有しており、給与収入金額が55万1千円以上190万円未満の方については、国の指針に基づき、令和8年度の介護保険料は、改正前の基準で従前の控除額と同額で計算します。この結果、区民税が非課税でも介護保険料の算定では課税とみなす場合や合計所得金額に基づく保険料段階と実際の保険料段階が異なる場合があります。

介護保険は
みなさんと社会全体で
支えている制度です。

介護保険の運営に必要な財源は、国、都道府県、区市町村が半分を負担し、残りの半分为介護保険加入者が保険料として負担することになります。



段階	区分	料率	保険料年額
第1段階	本人が生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者、または本人が老齢福祉年金受給者で、世帯全員が特別区民税非課税。	0.285	21,400
第2段階	世帯全員が非課税 公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が82.65万円以下。	0.35	26,300
第3段階	世帯全員が非課税 公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が82.65万円を超え120万円以下。	0.65	48,900
第4段階	本人が非課税 公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が82.65万円以下。	0.85	63,900
第5段階	本人が課税 公的年金等の収入金額とその他の合計所得金額の合計が82.65万円を超えている。	1.00	75,200
第6段階	本人が課税 合計所得金額が125万円未満。	1.10	82,800
第7段階	本人が課税 合計所得金額が125万円以上150万円未満。	1.20	90,300
第8段階	本人が課税 合計所得金額が150万円以上200万円未満。	1.35	101,600
第9段階	本人が課税 合計所得金額が200万円以上350万円未満。	1.50	112,900
第10段階	本人が課税 合計所得金額が350万円以上500万円未満。	1.80	135,500
第11段階	本人が課税 合計所得金額が500万円以上700万円未満。	2.10	158,000
第12段階	本人が課税 合計所得金額が700万円以上1,000万円未満。	2.40	180,600
第13段階	本人が課税 合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満。	2.70	203,200
第14段階	本人が課税 合計所得金額が1,500万円以上2,000万円未満。	3.10	233,300
第15段階	本人が課税 合計所得金額が2,000万円以上2,500万円未満。	3.60	271,000
第16段階	本人が課税 合計所得金額が2,500万円以上3,000万円未満。	3.70	278,500
第17段階	本人が課税 合計所得金額が3,000万円以上4,000万円未満。	3.90	293,500
第18段階	本人が課税 合計所得金額が4,000万円以上5,000万円未満。	4.50	338,700
第19段階	本人が課税 合計所得金額が5,000万円以上。	5.00	376,400

※「世帯全員」とは、令和8年4月1日現在、同じ住民票に記載されている方、全員のことです。
※ 合計所得金額は、地方税法上の合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除した額です。
※ 第1～5段階における合計所得金額は、年金収入に係る所得を控除した額です。
※ 合計所得金額が0円を下回った場合は、0円とします。

納め方

年金の額によって変わります。納め方にかかわらず、

年金の年額が18万円以上(月額1万5千円以上)の方

年金定期払い(年6回)の時に天引きされます(特別徴収)

- 年金の定期払い(年6回)の際に、あらかじめ差し引かれます。
- 4・6・8月は前年度2月分と同じ保険料額を納めます。
- 10・12・2月は、前年の所得などをもとに算出された保険料額から、4・6・8月分を除いた額を振り分けて納めます。

※特別徴収の対象となる年金は、老齢・退職年金、遺族年金、障害年金です。

年金18万円以上でも、こんなときは中野区へ自分で納めます。

- ◎年度の途中で65歳になったとき
- ◎年度の途中で他の区市町村から転入したとき
- ◎年度の途中で保険料額が変更になったときなど

65歳の誕生日の前日の属する月の分から納めます。

年金の年額が18万円未満(月額1万5千円未満)の方

中野区から送付される納付書の納期に従って個別に納めます(普通徴収)

保険料の納付は
口座振替
が原則です

手続き

- ◎口座振替依頼書
- ◎預(貯)金通帳
- ◎印かん(届出印)

これを持って
中野区指定の
金融機関へ

※中野区役所の介護保険課窓口、各地域事務所でキャッシュカードでの手続きもできます。
詳しくは介護保険課介護資格保険料係へ。 直通電話03-3228-6537

